第５章　財政見通し

１　見通しの必要性

本計画においては、４つの経営理念を掲げ、それを実現するために４つの基本方針と９つの基本施策を掲げています。この計画を推進していくための様々な施策を今後展開していくこととなりますが、それらの施策を実施していくには中長期的な視点から財政収支を的確に見通した安定した事業経営が必要不可欠です。

そのようなことから、今回、水道事業会計、下水道事業会計それぞれに中長期財政見通しを策定するものです。

２　見通しの算定条件

中長期の財政収支見通しの算定条件は、次のとおりです。

（１）収支見通し期間

平成２４年度から３３年度までの１０年間とします。

（２）主な前提条件

企業会計は「収益的収支」と「資本的収支」に分かれますが、その主な想定条件は次のとおりです。

【基本的前提条件】

①一般会計補助金・負担金

総務省基準等に基づく現在のルールを前提としました。

②国（県）補助金

社会資本整備交付金等現在の制度を前提としました。

③建設改良費

新市基本計画等の現行計画を着実に実施することを前提としました。

④その他

③を踏まえた維持管理経費等所要額を推計しました。

※なお、国の制度等前提条件の変更があれば、速やかに財政見通しを見直します。

【収益的収支】

項目	水道事業	下水道事業
収益的収入		
料金・下水道使用料	熊本市第6次総合計画人口推計及び今後の未普及地域解消等の状況を踏まえて推計。	熊本市第6次総合計画人口推計及び今後の未普及地域解消並びに水洗化率(接続率)等の状況を踏まえて推計。
	水道:1人1日あたりの平均有収水量 H24 293ℓ → H33 280ℓ ※法人個人含めた単純平均	
一般会計補助金・負担金	総務省基準に基づき、子ども手当及び簡易水道事業債利子支払に対する補助について所要額を推計。	総務省基準に基づく雨水処理負担金及び下水道債利子支払等に対する補助、並びに本市独自のし尿処理経費等負担金について所要額を推計。
収益的支出		
人件費	熊本市中期定員管理計画等を踏まえて上下水道局職員の削減を実施予定。	
維持管理経費	施設設備等の経常的な維持管理に係る各年度の所要額を積算して推計	
臨時経費	事業運営に必要な料金システム、財務システム等各種システムの開発経費等臨時的多額に発生する経費	
企業債利子支払	発行済企業債については発行条件に基づく利子の今後支払予定額で、新たに発行する企業債については各年度の発行に対して想定金利2.5%で推計(想定金利は過去の政府系金融機関からの借入実績等に基づくもの)。	
減価償却費等	H21年度末貸借対照表上の有形固定資産等に基づく減価償却費の今後予定額に加え、今後実施する建設改良費を踏まえた減価償却見込額をもとに推計。	

【資本的収支】

資本的収入		
国(県)補助金	水道事業:補助対象事業費1/4 簡易水道事業:補助対象事業費1/3・1/4について各年度所要額を計上。	下水道事業:管きょ・ポンプ1/2 処理場5.5/10について各年度所要額を計上。
企業債	水道事業会計の留保財源等の状況を勘案し各年度20億円の企業債を発行。ただし、新庁舎建設(H23-25)のための企業債を発行。	下水道事業会計については、建設改良費のうち企業債対象経費から国補助金を控除した額に対して建設企業債を70億円を上限に発行。ただし、H23・24は借換債、またH23-25は別途新庁舎建設のための企業債を発行。
一般会計補助金・負担金	総務省基準に基づき、子ども手当及び簡易水道事業債元金償還に対する補助について所要額を推計。	総務省基準に基づき、子ども手当及び下水道事業債元金償還に対する補助について所要額を推計。
資本的支出		
建設改良費	水道施設整備事業計画及び第6次拡張事業計画等を踏まえて、各年度所要額を計上。	未普及解消事業及び各種施設改築更新予定等を踏まえて、各年度所要額を計上。
企業債元金償還	発行済企業債の元金償還予定額に、今後発行予定の企業債にかかる元金償還予定額を加えて推計。	

（３）見通しの結果

○水道事業会計

【収益的収支】

純利益額は減少していきますが、平成３３年度までの計画期間中は黒字の見通しです。

【水道料金】

有収水量の減少見込み等により料金収入の減少傾向が今後も続く見通しです。

収益的収支が黒字なので、現行料金水準を維持します。

【企業債残高】

新庁舎建設等で企業債残高が一時的に増加しますが、平成２６年度以降再び減少し、平成３３年度末残高は約３３６億円の見通しです。

○下水道事業会計

【収益的収支】

純利益額は減少していきますが、平成３３年度までの計画期間中は黒字の見通しです。

【下水道使用料】

水道使用水量等は減少傾向にありますが、下水道整備地域の拡大等により、使用料は今後微減傾向が続く見通しです。

収益的収支が黒字なので、現行使用料水準を維持します。

【企業債残高】

毎年度企業債償還額以下の企業債発行に留意することで平成３３年度末見通しでは約１，３５３億円程度まで削減できる見通しです。

○水道事業会計

【収益的収支】

単位：百万円（税抜）

	H22決算	H23当初	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
収益的収入	12,852	13,199	12,732	12,759	12,558	12,473	12,487	12,320	12,292	12,111	12,037	11,873
営業収益	12,698	13,101	12,601	12,629	12,430	12,346	12,362	12,197	12,171	11,993	11,921	11,759
料金	12,097	12,129	12,039	11,950	11,861	11,774	11,686	11,600	11,514	11,429	11,344	11,260
	－	－	−0.74%	−0.74%	−0.74%	−0.74%	−0.74%	−0.74%	−0.74%	−0.74%	−0.74%	−0.74%
消火栓維持負担金	48	35	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
その他	553	937	522	639	529	532	636	557	617	524	537	459
営業外収益	106	94	91	90	88	87	85	83	81	78	76	74
一般会計補助金	61	74	70	69	67	66	64	62	60	57	55	53
その他	45	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
特別利益	48	4	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
収益的支出	10,599	11,548	10,665	10,813	10,856	10,904	11,163	11,123	11,279	11,035	10,945	10,908
営業費用	9,713	10,705	9,805	9,941	9,962	10,019	10,286	10,252	10,411	10,167	10,076	10,038
人件費	2,450	2,544	2,429	2,419	2,407	2,407	2,407	2,407	2,407	2,407	2,407	2,407
維持管理経費	3,205	3,078	2,767	2,742	2,730	2,689	2,656	2,653	2,666	2,706	2,713	2,639
臨時経費	29	812	55	329	206	318	536	365	496	150	30	10
減価償却費	3,766	3,831	4,026	4,184	4,312	4,325	4,420	4,533	4,575	4,637	4,659	4,715
資産減耗費	263	440	528	267	307	280	267	294	267	267	267	267
営業外費用	835	811	810	822	844	835	827	821	818	818	819	820
企業債利息	825	811	810	822	844	835	827	821	818	818	819	820
その他	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	51	32	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
収支	**2,253**	**1,651**	**2,067**	**1,946**	**1,702**	**1,569**	**1,324**	**1,197**	**1,013**	**1,076**	**1,092**	**965**

※臨時経費：料金、財務等システムに係る開発経費等

【資本的収支】

単位：百万円（税抜）

	H22決算	H23当初	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
資本的収入	2,722	3,037	3,550	4,634	2,726	2,725	2,733	2,745	2,747	2,729	2,731	2,733
企業債	1,908	2,300	2,575	3,346	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
建設企業債	1,908	2,206	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
借換債			0									
新庁舎建設		94	575	1,346								
国庫補助金	194	177	20	20	20	20	20	20	20			
一般会計補助金	60	66	70	73	80	90	97	110	111	114	115	117
消火栓設置負担金	38	55	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
加入金	326	288	348	348	348	348	348	348	348	348	348	348
新庁舎建設下水負担金		41	248	579								
その他	196	110	211	190	200	189	190	189	190	189	190	190
資本的支出	6,721	9,708	10,979	10,727	8,662	8,866	8,637	8,306	8,390	8,552	8,532	8,526
人件費	378	398	344	344	344	344	344	344	344	344	344	344
建設改良費	4,022	6,897	7,315	8,382	6,264	6,449	6,257	5,966	6,038	6,198	6,183	6,181
水道施設整備事業	2,423	3,244	3,427	2,829	2,502	2,603	2,658	2,672	2,678	2,860	2,860	2,860
第6次拡張事業	401	1,244	1,239	1,551	1,799	2,091	1,634	1,567	1,633	1,611	1,597	1,595
新庁舎建設	0	158	967	2,261	0	0	0					
その他建設改良費	1,198	2,251	1,683	1,741	1,963	1,755	1,965	1,727	1,727	1,727	1,726	1,726
企業債元金償還	2,321	2,403	3,320	1,990	2,054	2,062	2,036	1,996	2,008	2,010	2,005	2,001
定時償還	2,321	2,147	2,030	1,990	2,054	2,062	2,036	1,996	2,008	2,010	2,005	2,001
繰上償還		256	1,290									
その他	0	10	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0
収支	−3,999	−6,671	−7,429	−6,093	−5,936	−6,141	−5,904	−5,561	−5,643	−5,823	−5,801	−5,793
単年度資金収支	2,283	−749	−808	304	385	33	107	463	212	157	217	154
一般会計繰入金	207	230	258	260	265	274	279	290	289	289	288	288
企業債残高	33,232	33,129	32,384	33,740	33,686	33,624	33,588	33,592	33,584	33,574	33,569	33,568
留保財源※	4,909	4,160	3,352	3,656	4,041	4,074	4,181	4,644	4,856	5,013	5,230	5,384

※翌年度への繰越事業等へ充当する特定財源等を控除した留保財源

※資本的収支の差額は、減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てんします。

	H22決算	H23当初	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
供給単価（円/㎥）	165.04	164.31	163.59	162.87	162.15	161.44	160.73	160.02	159.32	158.62	157.92	157.23
給水原価（円/㎥）	141.13	152.07	140.15	142.72	143.55	144.42	148.16	148.66	151.43	148.89	148.04	149.78
営業収支比率（%）	131.50	123.10	129.31	127.79	125.47	123.89	120.67	119.44	117.32	118.41	118.77	117.40

○下水道事業会計

【収益的収支】

単位:百万円（税抜）

	H22決算	H23当初	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
収益的収入	16,158	16,128	15,844	15,809	15,854	15,862	15,871	15,830	15,826	15,737	15,686	15,629
営業収益	11,728	11,679	11,700	11,705	11,708	11,710	11,709	11,716	11,719	11,723	11,725	11,731
使用料	10,570	10,530	10,525	10,520	10,515	10,509	10,504	10,499	10,494	10,488	10,483	10,478
	－	－	−0.05%	−0.05%	−0.05%	−0.05%	−0.05%	−0.05%	−0.05%	−0.05%	−0.05%	−0.05%
一般会計負担金	1,142	1,148	1,166	1,174	1,182	1,191	1,199	1,208	1,216	1,225	1,234	1,244
その他	16	1	9	11	11	10	6	9	9	10	8	9
営業外収益	4,225	4,272	4,144	4,104	4,146	4,152	4,162	4,114	4,107	4,014	3,961	3,898
一般会計補助金	4,165	4,214	4,144	4,104	4,146	4,152	4,162	4,114	4,107	4,014	3,961	3,898
その他	60	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益	205	177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的支出	15,207	15,535	15,252	15,292	15,297	15,283	15,401	15,441	15,556	15,560	15,570	15,545
営業費用	11,329	11,727	11,536	11,589	11,627	11,691	11,874	11,957	12,131	12,191	12,255	12,297
人件費	1,649	1,711	1,766	1,441	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
維持管理経費	3,718	3,521	3,534	3,694	3,756	3,771	3,765	3,823	3,860	3,861	3,859	3,851
臨時経費	0	319	5	118	7	7	113	34	93	0	17	5
減価償却費	5,918	6,136	6,216	6,321	6,399	6,448	6,531	6,635	6,713	6,865	6,914	6,976
資産減耗費	44	40	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
営業外費用	3,839	3,758	3,683	3,670	3,637	3,559	3,494	3,451	3,392	3,336	3,282	3,215
企業債利息	3,762	3,710	3,670	3,657	3,624	3,546	3,481	3,438	3,379	3,323	3,269	3,202
その他	77	48	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
特別損失	39	50	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
収支	**951**	**593**	**592**	**517**	**557**	**579**	**470**	**389**	**270**	**177**	**116**	**84**

※臨時経費:料金、財務等システムに係る開発経費等

【資本的収支】

単位:百万円（税抜）

	H22決算	H23当初	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
資本的収入	14,798	16,632	16,101	15,076	12,958	14,533	12,430	12,105	13,179	13,084	11,415	11,580
企業債	9,834	9,942	8,919	8,480	7,070	7,810	8,300	8,200	8,100	8,000	7,200	5,420
建設企業債	6,070	6,660	6,990	6,330	5,570	6,410	7,000	7,000	7,000	7,000	6,200	4,540
特別措置債	1,789	1,736	1,681	1,571	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	1,000	880
資本費平準化	200											
借換債	1,775	1,505										
新庁舎建設		41	248	579								
国庫補助金	3,624	5,339	5,871	5,135	4,321	5,018	2,362	2,085	3,256	3,329	2,417	4,418
一般会計補助金	1,052	1,052	1,136	1,267	1,401	1,529	1,575	1,627	1,630	1,561	1,604	1,698
受益者負担金	288	299	175	194	166	176	193	193	193	194	194	44
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	21,344	22,470	21,867	20,853	19,071	20,731	19,557	19,022	21,299	21,093	17,845	18,470
人件費	322	331	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324
建設改良費	10,149	11,616	12,620	11,599	9,542	11,003	9,692	9,197	11,424	11,548	8,331	8,956
未普及解消事業	5,714	4,757	4,384	4,780	4,589	5,570	4,861	4,861	4,861	4,861	3,139	390
水質保全事業	2,800	3,639	3,282	2,980	1,695	1,950	870	297	3,049	2,492	1,394	2,342
浸水対策事業	270	663	2,147	2,253	1,010	1,210	1,243	1,381	562	1,086	1,086	1,143
新庁舎建設負担金		39	236	551								
その他建設改良費	1,365	2,518	2,572	1,035	2,249	2,273	2,719	2,658	2,953	3,109	2,712	5,081
企業債元金償還	10,873	10,493	8,923	8,930	9,205	9,404	9,541	9,501	9,551	9,221	9,190	9,190
定時償還	9,098	8,988	8,923	8,930	9,205	9,404	9,541	9,501	9,551	9,221	9,190	9,190
繰上償還	1,775	1,505										
その他	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支	−6,546	−5,838	−5,766	−5,777	−6,113	−6,198	−7,127	−6,917	−8,120	−8,009	−6,430	−6,890
単年度資金収支	367	931	1,057	1,076	858	844	−111	122	−1,122	−952	615	185
一般会計繰入金	6,409	6,460	6,446	6,545	6,729	6,872	6,936	6,949	6,953	6,800	6,799	6,840
企業債残高	151,046	150,495	150,491	150,041	147,906	146,312	145,071	143,770	142,319	141,098	139,108	135,338
留保財源※	3,081	4,012	5,069	6,145	7,003	7,847	7,736	7,858	6,736	5,784	6,399	6,584

※翌年度への繰越事業等へ充当する特定財源等を控除した留保財源
※新庁舎建設負担金に係る財源については仮受消費税を含まないため支出と収入が表示上不一致となっています。
※資本的収支の差額は、減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てんします。

	H22決算	H23当初	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
使用料単価(円/㎥)	147.32	146.67	146.03	145.38	144.74	144.11	143.47	142.84	142.21	141.59	140.96	140.34
汚水処理原価(円/㎥)	187.82	192.17	188.19	188.16	187.10	185.72	185.33	185.14	185.23	184.19	182.61	183.90
汚水処理原価(維持管理費)(円/㎥)	67.35	64.02	60.65	59.85	59.02	58.82	59.39	58.92	59.60	58.20	57.83	58.11
汚水処理原価(資本費)(円/㎥)	120.47	128.15	127.54	128.30	128.07	126.90	125.94	126.21	125.63	125.99	124.78	125.79
使用料回収率(%)	78.44	77.88	78.79	78.50	78.41	78.46	77.85	77.59	77.01	76.89	76.81	76.89
経費回収率(%)	107.09	106.87	107.77	106.59	106.73	106.80	105.23	104.27	103.20	101.85	101.29	100.91
経常収支比率(%)	105.17	103.01	104.11	103.60	103.87	104.01	103.27	102.74	101.95	101.35	100.96	100.75

第６章　計画の進行管理・評価

１　進行管理・評価の概要

本計画は、計画の中間年である平成２８年度に、そのときの社会情勢・経営状況等を反映した中間見直しを行います。

また、本計画を推進するためにそれぞれの「主な取組み」に対応した実施計画、要綱、指針等を作成するとともに、進捗状況を検証するため、局内に本計画の評価委員会を立ち上げ、「主な取組み」ごとに「事業シート」を作成し、ガイドライン等を用いた成果指標等により内容の評価を行い、業務の改善につなげます。

さらに、熊本市上下水道事業運営審議会に対し進行管理の評価について報告を行うとともに、内容についての助言を受けることとし、それをもとに本計画の確実な推進を図ります。

２　評価結果の公表

進行管理の評価については、毎年度次に掲げる方法により公表します。

（１）ホームページ

上下水道局のホームページに進行管理の評価結果を掲載します。

（２）上下水道局だより

上下水道局の広報誌「上下水道局だより」で進行管理の評価結果を公表します。

第７章　工業用水道事業

旧城南町が設置した城南町工業用水道事業会計を合併後新市が引き継ぎ、「熊本市工業用水道事業」として新たに設置しました。同事業は、城南工業団地内の各企業に工業用水道を供給するためのものであり、取水施設も同団地に設置されています。上下水道局としては、水道事業会計及び下水道事業会計につづく３つ目の会計になりますが、主な設置目的は、上下水道事業とは異なり、産業振興、雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な価格で工業用水道を提供することにあります。

このような設置目的の相違から、本計画では、「水循環」で結ばれる一連の上下水道事業の流れとは区別して、熊本市工業用水道事業会計の経営環境並びに課題等について整理します。

工業用水道事業の概要

所 在 地　城南町藤山、鰐瀬（塚原古墳群東側）

総 面 積　42.6ha （工業用地 31.2ha）

施設能力　1,000 m^3／日

使 用 料　52.5 円／m^3

（現状と課題）　城南工業団地の企業立地状況及び工業用水道事業の経営状況と課題

平成２３年３月３１日現在の立地企業数は７社（契約数６件）で、業種は製造業から建設機材リースまで幅広く立地しています。

しかしながら、平成２３年度当初予算では予算規模７４２万円に対して料金収入が１２５万円で、残り６１７万円は一般会計からの補助金で収支均衡を図っています。この状況を改善するためには、企業誘致をすすめ立地企業を増やすことで工業用水の需要を伸ばし、収益を増やすことが必要となります。

（今後の対応方針）　農水商工局と連携した企業立地促進と経営改善

企業誘致については上下水道局の所管ではありませんが、農水商工局等関係部局と連携を積極的に図りながら、工業用水道事業会計の経営改善に取り組んでいきます。

資　料

●熊本市上下水道事業経営基本計画策定経緯

●熊本市上下水道事業運営審議会委員名簿

●用語解説

●熊本市上下水道事業経営基本計画策定経緯

	上下水道事業運営審議会	庁内会議
平成22年 7 月 29 日	●平成22年度第1回審議会 ・「熊本市上下水道事業経営基本計画」策定について	
10 月 25 日	●平成22年度第2回審議会 ・「熊本市水道事業経営基本計画」、「熊本市下水道事業中長期経営計画」の検証について	
平成23年 1 月 19 日		●平成22年度第1回策定委員会
1 月 31 日	●平成22年度第3回審議会 熊本市上下水道事業経営基本計画について【諮問】 ・第1章　経営基本計画の概要 ・第2章　水道・下水道事業の役割と課題 ・第3章　上下水道局の経営理念	
2 月 23 日	●平成22年度第4回審議会 ・第4章　経営理念を実現するために （上下水道局の基本方針と基本施策）	
3 月 25 日	●平成22年度第5回審議会 ・中長期財政見通しについて	
4 月 27 日	●平成23年度第1回審議会 ・中長期財政見通しについて ・素案修正案について	
5 月 16 日	●平成23年度第2回審議会 熊本市上下水道事業経営基本計画について【答申】	
5 月 24 日		●平成23年度第1回策定委員会
5 月 31 日		●経営戦略会議 ・経営基本計画（素案）について
7 月 14 日 ～ 8 月 15 日		●素案に対するパブリックコメントの実施
8 月 18 日		●平成23年度第2回策定委員会
平成24年 2 月 9 日		●平成23年度第3回策定委員会

※熊本市上下水道事業経営基本計画（仮称）策定委員会

熊本市上下水道事業経営基本計画を総合的に審議し、計画策定についての局内の調整及び方針の決定を行うために設置したもの（局内の管理職で組織）。

また、熊本市上下水道事業経営基本計画に定める取組項目の具体的内容等の検討を行うために策定委員会の下部組織として熊本市上下水道事業経営基本計画（仮称）策定ワーキンググループ（局内の課長補佐以下で組織）を設置し、随時検討を行った。

●熊本市上下水道事業運営審議会委員名簿

	分野	氏名	備考
有識者	地下水関係	嶋田　純	熊本大学大学院自然科学研究科
	水質浄化関係	川越 保徳	熊本大学大学院自然科学研究科
	中小企業診断士	本郷　誠	社団法人中小企業診断協会熊本県支部
関係団体	経済団体	尾上　達也	熊本商工会議所
	建設業界	工藤　光明	熊本市管工事協同組合
市民	公募	杉内　昭夫	
	公募	藤本　静美	

●用語解説

（五十音順）

あ行

■一般会計補助金・負担金（いっぱんかいけいほじょきん・ふたんきん）p17
雨水処理に係る経費（施設の維持管理や、企業債の元利償還金）など、経費負担区分に基づき一般会計が負担する経費相当分を上下水道事業・工業用水道事業会計に繰り入れるもの。

■雨水吐口（うすいはきぐち）p12
合流式下水道において、雨天時に一定量以上の下水を分水し直接河川などの水域に放流する施設のこと。

■FAQ（えふえーきゅー）p13
頻繁に尋ねられる質問。あらかじめ予想される質問に対して、その質問と答えをまとめたもの。

■応急給水（おうきゅうきゅうすい）p11
地震、渇水及び配水施設の事故などにより、水道による給水ができなくなった場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより、飲料水を給水すること。

■応急復旧（おうきゅうふっきゅう）p11
被災した上下水道施設を速やかに復旧させるため、上下水道施設の被害状況を正確に把握するとともに、電力、通信、道路等の被害状況に関する情報収集を行い、被害の規模、態様に即した応急復旧計画を策定し活動を行うこと。

■汚水（おすい）p8
一般家庭、事業所、事業場（耕作の事業を除く）、工場等から生活、営業ならびに生産活動によって排出される排水のこと。

■汚水処理率（おすいしょりりつ）p12
公共下水道普及率＋合併処理浄化槽普及率＋農業集落排水普及率

か行

■合併処理浄化槽（がっぺいしょりじょうかそう）p12
し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

■加入金（かにゅうきん）p14
新たに水道を引くお客様に、水道施設の整備・拡張費の一部を負担していただくもの。

■企業債（きぎょうさい）p6
地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

■給水（きゅうすい）p3
給水申込み者に対し、水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて必要とする量の飲用に適する水を供給すること。

■給水区域内人口（きゅうすいくいきないじんこう）p5
水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水サービスを行うこととした区域内の居住人口をいう。

■給水人口（きゅうすいじんこう）p5
給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。

■きょう雑物（きょうざつぶつ）p14
下水に含まれる固形物で、ビニールや草木のほか、台所のゴミやトイレットペーパーなども含まれる。

■**行政区域内人口（ぎょうせいくいきないじんこう）p5**
水道事業においては、年度末現在の推計人口（国勢調査による人口及び世帯数を基準とし、住民基本台帳及び外国人登録法などに基づき市に届出のあった出生・死亡などの数を加減して算出された数字）。下水道事業においては、年度末現在住民基本台帳に登録された人口及び外国人登録法により登録された人口のこと。

■**協働（きょうどう）p6**
同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。（熊本市自治基本条例第2条）

■**熊本市自治基本条例（くまもとしじちきほんじょうれい）p6**
市民と議会と行政がお互いに情報を共有して、協力しながら、魅力ある熊本市の市政・まちづくりを進めるための、三者共通のルールとなるもの。

■**熊本市上下水道事業運営審議会（くまもとしじょうげすいどうじぎょううんえいしんぎかい）p13**
上下水道事業の経営の在り方、事業の方向性等を総合的に審議するために設けられた上下水道事業管理者の付属機関で、学識経験者、関係団体代表者、公募市民により構成されるもの。

■**グリーン計画（ぐりーんけいかく）p12**
熊本市役所自らが行う事務・事業について、率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として策定されているもの。

■**下水汚泥（汚泥）（げすいおでい）p3**
下水処理の各工程から発生する汚泥。

■**下水汚泥固形燃料化施設（げすいおでいこけいねんりょうかしせつ）p3**
バイオマス資源である下水汚泥から燃料化物を製造する施設

■**下水汚泥消化ガス発電（げすいおでいしょうかがすはつでん）p12**
汚泥を処理する途中で発生する消化ガスを利用して発電すること。

■**下水道高度処理（げすいどうこうどしょり）p6**
生活排水から窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法をいう。

■**下水道台帳（げすいどうだいちょう）p13**
下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管路施設、ポンプ場施設、処理場施設の位置、構造、仕様等および設置時期を記載した台帳のこと。

■**建設改良費（けんせつかいりょうひ）p17**
固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、経営規模の拡充をはかるために要する諸施設の建設整備などのためのもの。

■**公営企業（こうえいきぎょう）p7**
地方公共団体が、直接社会公共の利益を目的として経営する企業の総称。水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業など公衆の日常生活に欠くことのできない事業が大部分を占める。

■**公害対策基本法（こうがいたいさくきほんほう）p4**
公害の防止に関する事業者、国および地方公共団体の責務を明らかにし、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより公害防止の総合的推進を図ることを目的とした法律。

■**公共下水道（こうきょうげすいどう）p3**
主として市街地における生活排水や工場排水を排除し、下水処理場で処理してきれいになった水を河川や海に放流するもので、市長村が設置し管理するもの。

■**公共用水域（こうきょうようすいいき）p4**
水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝きょ、灌漑用水路、その他の公共の用に供される水路」と規定されている。下水道では、公共下水道の雨水きょならびに都市下水路等が該当する。

■**工業用水道事業（こうぎょうようすいどうじぎょう）p23**
工業の用に供する水(水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。)をいう。

■**合流式下水道（ごうりゅうしきげすいどう）p4**
汚水および雨水を同一の管きょで排除し処理する方式。

さ行

■**参画（さんかく）p6**
施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいう。

■**資本的収支（しほんてきしゅうし）p17**
資本的収入及び支出。収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。

■**JICA（じゃいか）p14**
独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき設立された独立行政法人。開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

■**収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）p17**
収益的収入及び支出。企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。

■**受益者負担金（じゅえきしゃふたんきん）p14**
都市計画法第75条に基づき、公共事業の実施により著しい利益を受ける者に対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担させるもの。下水道については、整備する区域内の土地の所有者等から条例に基づき徴収するもの。

■**浄化センター（じょうかせんたー）p11**
汚れた水をきれいな水にして川や海に流す施設のこと。（熊本市では「下水処理場」のことを「浄化センター」という。）

■**硝酸態窒素（しょうさんたいちっそ）p12**
硝酸性窒素ともいう。窒素が酸素と結合して硝酸イオンの形になったものを硝酸性窒素と呼んでいる。水に溶けやすく、容易に地下水や河川水に移行する。地下水中の硝酸性窒素の主な供給源は、家畜排せつ物の不適正処理や過剰な施肥である。水道水の水質基準は、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の合計量が10mg/ℓ以下と設定されている。

■**処理区域内人口（しょりくいきないじんこう）p5**
公共下水道により下水を排除することができる区域内人口のこと。

■**新市基本計画（しんしきほんけいかく）p17**
合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため、ハード・ソフト両面を含む幅広い内容を盛り込んで作成する計画のこと。

■**水質汚濁防止法（すいしつおだくぼうしほう）p4**
公共用水域および地下水の水質汚濁防止を図るため、事業場等からの排水規制、総量規制および地下浸透規制等を定めた法律。

■**送水管（そうすいかん）p3**
消毒された上水を、浄水場から配水池まで水を送る管。

た行

■**地下水かん養（ちかすいかんよう）p6**
雨水が、森林や農地等で土中に浸透し帯水層に地下水として貯えられること。

■**直結給水（ちょっけつきゅうすい）p12**
配水管の圧力を利用して給水する方式。

■**導水管（どうすいかん）p3**
河川、地下などから取水した消毒をされていない原水を、浄水場まで送る管。

な行

■**農業集落排水事業（のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう）p12**
農業振興地域内（および一体的に整備可能な周辺地域）の農業集落における下水道整備事業のこと。農業振興地域における農業用用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的に、原則として処理対象人口おおむね1,001人程度に相当する規模以下を単位として計画、施工する事業。

は行

■**配水本管（はいすいほんかん）p3**
配水池から水道水をお客さまのもとへお配りするために布設された管のうち、最も重要な管。（給水管の分岐のない管）

■**配水量（はいすいりょう）p3**
配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。

■**不明水（ふめいすい）p11**
下水管に何らかの理由で、流れ込んできた雨水や地下水等のこと（合流管の雨水を除く）。

■**分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）p4**
汚水と雨水とを別々の管路系統で排除する方式。分流式は、汚水のみを処理場に導く方式であるため雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、水質汚濁防止上有利である。

■**ポンプ場（ぽんぷじょう）p11**
下水道の汚水は川のように自然に浄化センターに流れるが、途中で下水道管が深くなると掃除などがしにくくなるので、ポンプで高いところまで上げて、また、自然に浄化センターまで流すための施設のこと。

ま行

■**民間的経営手法（みんかんてきけいえいしゅほう）p14**
PFIやDBO、包括的な外部委託など民間の経営の技術や知識を活用した施設整備や業務運営の手法のこと。

や行

■**有効水量（ゆうこうすいりょう）p3**
使用上有効と見られる水量が有効水量で、メーターで計量された水量、もしくは需要者に到達したものと認められる水量などをいう。

■**有収水量（ゆうしゅうすいりょう）p6**
水道事業においては、水道水として配水した水のうち、水道料金の徴収対象となった水量をいう。
下水道事業においては、処理した汚水のうち下水道使用料徴収の対象となった水量をいう。

（「甦る水100選」受賞記念モニュメント：上江津湖）

熊本市上下水道事業経営基本計画

策定： 平成２４年３月

発行： 熊本市上下水道局　経営企画課

http://www.kumamoto-waterworks.jp